

第百三十六回国
参議院文教委員会會議錄第四号

平成八年三月二十二日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十四日
辞任 依田 智治君
補欠選任 田沢 智治君

三月十五日
辞任 平田 耕一君
補欠選任 金本 邦茂君

三月二十二日
辞任 瀬谷 英行君
補欠選任 鈴木 和美君

辞任 世耕 政隆君
補欠選任 中島 眞人君

石田 美栄君
補欠選任 小林 元君

出席者は左のとおり。

委員長 小野 清子君
理事 木宮 和彦君
山下 栄一君
三重野 栄子君

委員 井上 裕君
釜本 邦茂君
田沢 智治君
中島 眞人君
馳 浩君
小林 元君
菅川 健二君
浜四津 敏子君
林 寛子君
上山 和人君
阿部 幸代君
堂本 暁子君

國務大臣 江本 孟紀君
文部大臣 奥田 幹生君

政府委員 文部大臣官房長 佐藤 禎一君
文部省初等中等 遠山 耕平君
教育局長 文部省教育助成 小林 敬治君
局長 文部省体育局長 佐々木 正峰君

事務局側 常任委員会専門 青柳 徹君

本日の會議に付した案件
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○委員長(小野清子君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十四日、依田智治君が委員を辞任され、そ
の補欠として田沢智治君が選任されました。
また、去る十五日、平田耕一君及び瀬谷英行君
が委員を辞任され、その補欠として釜本邦茂君及
び鈴木和美君が選任されました。
また、本日、世耕政隆君及び石田美栄君が委員
を辞任され、その補欠として中島眞人君及び小林
元君が選任されました。

○委員長(小野清子君) 公立学校の学校医、学校
歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法
律の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。奥
田文部大臣。

○國務大臣(奥田幹生君) おはようございます。
早くからありがとうございます。

このたび、政府から提出いたしました公立学校
の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する法律の一部を改正する法律案につい
て、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上
げます。

この法律案は、国家公務員等の災害補償制度の
改正に就いて、公立学校の学校医等の公務災害補
償制度に、傷病補償または障害補償の補償の事由
となった障害により必要な介護を受けている場合
における補償として、新たに介護補償を設けるこ
ととするものであります。この補償の範囲、金額
等の基準につきましては、国家公務員災害補償法
の規定を参酌して政令で定めることとなっております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の
概要であります。
何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くだ
さいますようお願いいたします。

○委員長(小野清子君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○山下栄一君 冒頭の質問でございすけれど
も、どうぞよろしく願ひいたします。
ただいま大臣の方から法案の趣旨説明があつた
わけでございすけれども、これは昨年の第百三
十二通常国会で、一般民間の会社の方の災害補償
制度、それから国家公務員、地方公務員の公務災
害補償制度の中に新たに介護補償を時代の要請の
中で設けようということであつたものだと思う
わけでございす。

ちよつと私は基本的なことであつたことがあ
りまして、質問させていただきます。

学校医、学校歯科医、それから学校薬剤師に限
つて特別法があるわけでございす。今回の介護補
償を新たに創設して制度化するという、こういう
ことが去年のいろんな審議会の答申等を経て法改
正が、国家公務員災害補償法それから地方公務員
災害補償法、労働者災害補償保険法、それぞれ改
正されたわけでございすけれども、同じ趣旨で今の学校
医等の特別法もその時期に当然制度化するという
ことを考えられたと思うんですが、なぜ一年おく
れたのかなという基本的な疑問がございまして、
その点いかがでしょうか。

ちよつと質問通告していませんでしたが、よろ
しく願ひいたします。

○政府委員(佐々木正峰君) 公立学校の学校医等
につきましては、御案内のように公立学校の学校
医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する法律という特別法によつて公務災害補償制
度がつくられてございす。そして、この法律に
よる補償の内容といたしましては、国家公務員災
害補償法の内容を参酌するとともに、常勤の国家
公務員である医師等の公務災害補償と同程度とな
るよう定めなければならぬこととなつておるわけ
でございす。

したがいまして、公立学校の学校医等の公務災
害補償というもののついて新たに介護補償制度を
つくる場合には、国家公務員災害補償法の改正を
待つて制度化する必要があるとございすので、今回法
案の審議をお願いしておるところでございす。

○山下栄一君 余りよくわかりませんでござい
す。

傷病補償、それから障害補償と並んで新たに介
護補償もやつぱり必要であるということが提案さ
れて、そして法改正が必要であるということであ
る、国家公務員の災害補償、地方公務員の災害補償、
それから一般民間の労働者の災害補償保険法、全

部改正されたわけですよ。それで、学校医さん、嘱託の非常勤かわかりませんけれども、公務員ですよ。だから、なぜそのときに一緒にやらなかったのかという基本的なことです。

きょうはほかの委員会も、法務省関係、それから自治省関係、警察官の関係ですな、それからもう一つは海上保安庁の何か、これは全部公務員じゃなくて一般市民で協力援助したという方々への一般市民の介護補償。だけれども、今やっている学校医さんというのは公務員さんですから、ちよつと扱いが違うと思うんですよ。きょう一斉に四つやっていますけれども、ほかの三つのものと違うのではないかと、この文部省管轄の学校医の特別法はね。だから、去年当然話題になり、制度化するべきであるということがあつてよかったのではないかと、忘れられていたのかと思いますけれども、制度の問題だからそのときに一緒にやるべきだったと思うんですけれども、なぜ一年おくれたのか。

○政府委員(佐々木正峰君) 国家公務員災害補償法の改正は、御指摘のように平成七年四月に行われたわけでございます。ただ、この法律によります介護補償制度の実施が平成八年四月一日でございます。したがって、国家公務員災害補償制度に就いた公立学校医等の公務災害補償法の改正というものは平成八年四月一日に施行すべく制定がなされればよいというふうな時間的關係もございまして、今国会で法改正をお願いしているところでございます。

○山下栄一君 まだ時期は間に合うと思うんですけれども、まあ役所の連携の問題かなとも思うんですが、忘れられていたのじゃないかなというふうなことを思ひまして、基本的な申しわけない話ですけれども、そういうちゃんと連携をとれば問題なかった話じゃないかなということを思ひました。

それと、今、国家公務員のおっしゃってましたね。先ほどの大臣の趣旨説明にもございましたけれども、国家公務員の災害補償法を参酌して

とかんとかいう言葉がございましたが、この学校医というものの身分を改めて確認させていただきたいと思ひます。

○政府委員(佐々木正峰君) 非常勤の地方公務員でございます。

○山下栄一君 これは法律の制定の経過があると思うんですけれども、国家公務員の災害補償法は昭和二十年代に既に制定されていた、それで地方公務員の災害補償法は昭和四十二年に、いろいろ経過があつたと思ひますけれども、なされた。この学校医の特別法は昭和三十三年なんです。それから、昭和三十三年当時地方公務員の災害補償法がなかった。そういう制度もなかった。だから、国家公務員災害補償法に既にある制度に基づいて、学校医さんの公務上の災害事件もあつたので、急遽こういう法律ができたのではないかなとも思ひます。

僕は、この法律は今も必要ないんじゃないかなと思ひます。地方公務員の災害補償法があるわけですから、そこに統一に組み込んだ方がいろいろメリットの方が多いいんじゃないかなと思ひます。国家公務員にのつてとかいうふうなことを言うから、地方議会の方もいろいろ困つて、法改正のために地方議会にかけにやいかぬとか、そんなこともあるんじゃないかなと思ひます。

地方分権の時代ですから、学校医さんは義務教育も含めて地方公務員の扱いだから、この特別法はもう必要ないのではないかなと思ひますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(佐々木正峰君) 先生の御指摘のとおり、この特別法は昭和三十三年に制定されたものでございますが、昭和三十三年当時、非常勤の地方公務員の公務災害補償につきましては、常勤の職員もそうでございますけれども、適切な公務災害補償を行う制度が確立しておりませんでした。そこで、学校医が安心して学校保健に積極的に参画することができるよう法律を制定したわけでございます。

その後、地方公務員災害補償法が制定をされまして、非常勤の職員についても、地方公務員災害補償法の補償というものに準じて条例で補償を行わなければならぬような仕組みとなつたわけでございますが、学校医等につきましては経費を都道府県が負担をするというふうな特別法がございまして、そういった特別法が存するために引き続きこの特別法を維持しておるところでございます。

○山下栄一君 費用負担の關係でということですか、そういうことですか。

○政府委員(佐々木正峰君) はい。

○山下栄一君 ということは、例えば一般地方公務員の方の災害補償については国庫負担はなしということですか、そういう意味ですか。

○政府委員(佐々木正峰君) 学校の教職員につきましては、例えば市町村立の小中学校の教職員の給与につきましては都道府県が負担をすることとなつております。一般的にはその地方公共団体の職員でございますから、市町村が給与を負担するというのが原則でございますけれども、県費負担教職員制度によりまして市町村立の小中学校職員については都道府県が給与を負担するというふうな特別法がございまして、

それと同じように、市町村立の小中学校の学校医等の経費につきましては都道府県が負担をするというふうな特別法があるわけでございます。

○山下栄一君 いろんな経緯があるとは思ひますけれども、もう時代的に私はこの法律は必要ない、このように思ひます。地方公務員災害補償法の中でやればよい問題であると。非常勤の職員の方は、別に校医さんに限らず、非常勤講師の方のもいっしょにやるわけですし、その災害補償の実質的な中身の補償額もほとんど変わらないわけですから、別にわざわざこんな特別法をつくつて、また国家公務員でもないわけですから、地方公務員なわけですからね。

だから、そういう時代の経過の中で、当時はなかつたからこういう特別法が必要であつただけの話で、今はもう地方公務員の災害補償制度が非常

勤も含めて制度化されているわけですから、私はこの法律も見直して、きちつと統一的な体制にした方がいいのではないかなと思ひます。もう制度の中身から、公務員の身分から、通常の報酬から考えても、地方公務員の非常勤の方と同じ扱いなわけですから、全然特別法として存続させる必要がない、このように私は考えるわけでございます。地方分権の流れもございまして、ぜひともこれは見直しをするべきであると思ひますが、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長(小野清子君) それでは、事務的な面で、佐々木体育局長。

○政府委員(佐々木正峰君) 済みません。繰り返しの五条におきまして「都道府県は、市町村立の義務教育諸学校の学校医等に係るこの法律による補償に要する経費を負担しなければならない」というふうな規定があるわけでございます。

本来であれば、市町村の職員でございますから、市町村がそれに要する経費を負担するというのが原則でございます。こういう原則について、都道府県が経費を負担するという特別法を定めるためには法律が必要でございます。そのような意味におきましてこの法律を維持しているところでございまして、御理解を賜りたいと思ひます。

○山下栄一君 それはちよつと無理があるお答えだと思ひます。

当時はなかつたからこういう特別法をつくつただけで、非常勤も含めて地方公務員全体の災害補償の制度が整つた昭和四十二年以降については、なぜこれがまだにずっと続いているのか、私はもう全く必要ないのではないかなというふうなことを思ひますので、これは余りかたくなにならずにぜひ検討をお願いしたいと思います。

続いて、特に学校医さんの役割についてちよつと質問したいと思ひます。

今、学校医さんというのは、今というか、私はちよつと一年前に百三十二通常国会で、不登校、

そしていじめ等の問題の関連の中で学校医の役割は大変重いということを質問させていただきまし
た。ところが学校医は、これも見直しが必要だと
行われていないという現状がある。特に、子供の
病気の構造が時代で相当変わってきているわけ
でございまして、寄生虫とかトラホームの時代から
今はもう小児成人病とかそれから心の健康とか、
そういうことが大きな課題になってきておる。そ
れに見合う学校医の体制を見直しする必要がある
という観点で質問させていただいたわけでござい
ます。

ただ、この学校医さんは小学校、中学校、高校
の各学校に配置されているわけでございすけれ
ども、出勤日数といいますが、実際に現場にどれ
ぐらいの日数行かれておるのか。また、健康診断
だけじゃなくて健康相談とか、それも子供だけ
じゃなくて教職員も含めて健康診断ということが
学校保健法施行規則にあるわけでございすけれ
ども、役割から考えたら派遣される日数が余り
にも少ないのではないかと、基本的な疑問がござ
います。一体、例えば義務教育に絞りますと、学
校医さんが年何回くらい現場に行かれておるの
か、これをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐々木正隆君) 平成二年五月一日現
在の調査でございすけれども、学校医の年間の
一人当たり平均勤務日数といましては、小学
校が五・一日、中学校が四・五日となつてござ
います。このほか教職員あるいは児童生徒が学校
医のもとに出かけて健康相談等に当たるといふ
ようなことも行われているところでございす

が、その実態につきましては把握しておりませ
ん。○山下栄一君 私、私の知り合ひで、歯医
者さんで、お聞きしましたら、年に二回行つて
おられるわけですね。それも学校といふ年
間スケジュールを話し合つてきたらいいん
ですが、そういう余り連携がとれていないよ
うな感じで、機械的にやつておられるよう
な感じです。

ただ、子供の歯の問題にしましては、食
べ物の問題、そして生活面も含めていろ
いろアドバイス

したいと思うことが、ずっと全生徒を見ていくと
子供の傾向性も出てくるでしょうし、例えば担任
の先生との意見交換とか、それから場合によつて
は子供の健康相談みたいなものを、一日フリーと
いうわけにはいかないかも知れませんが、それ
も、お医者さんに来ていただいて、そして相談に
乗れるようなチャンスも設けるとか、そんなこと
も含めて、健康診断のためだけに一日大量の子
供に疲れ果てて、診ただけでさつと帰るといふ
なことだけで終わつておつたんじゃないかとい
うのではないかと、せつなく直接接していただ
いてい

るわけですから、いろいろアドバイスしたいこと
とか出てくるのではないかと、思ひまして、学校
医の役割を機械的じゃなくてもう少し見直しす
る必要があるというふうなことを感じるとす
よ。それで、養護教諭の先生とか、スクールカ
ウンセラーも配置され始めていますし、そうい
う方々と連携しながらやっていると、もう少し
心の健康の問題、場合によつては不登校の問
題、いじめの問題も含めていろいろ活躍でき
るのではないかと、ちよつと余りにも役割が
形式的になっていないか、大臣いかがでし
ょうか。

○国務大臣(奥田幹生君) 確かに従来とは学校
医さんの存在といふものは変わつてきてお
りまして、非常に重要度が私ども増してきて
おると思ひます。

それで、従来ですと、先生がおつしやると
おり、一般の児童生徒の健康診断でありま
すとか、あるいは伝染病の予防であります
とか、そういうことでお世話になつておられ
ばそれでよかつたわけでありまして、今お
つしやつたのとおり、非常に心のケアとい
うようなことにまでひとつ学校医さんにお
世話にならざるを得ないような状況に変わ
つてきました。

しかし、それも現に学校の現場におきま
しても、いわゆる生徒の健康管理をどうしま
しょうかという学校の中での相談をまとめる
保健委員会に既に

学校医さんとも先生方と一緒に参加をして
いただいで、同じ立場で意見交換をやつて
いただいておるというふうな学校もかなり
ふえてきておるわけでありまして、私も
はよりそういうふうな心のケアといふよう
なことにしてもひとつ自覚を持つて御協力
を賜つてまいりたいと思ひます。

○山下栄一君 先ほど局長の方から、実
際に学校医さんがどれだけ学校医として現
場にかかわつておられるかという平均日数
がございまして、これは本来、規則で定め
られている職務内容を考えますと余りにも
少な過ぎるのではないかと。

報酬の面とかいろいろ問題点があるかも知
れませんが、もう少し役割を大事にして、年
二回とか三回とかじゃなくて、仕事内容を
規則では健康診断、これは先ほど申しまし
たように生徒だけではなくて職員の健康診
断、それから先ほど大臣のお話がございま
したように伝染病予防の指導とか助言とか、
それから健康相談に従事するといふことも
あるんですね。もう一つは、その他の事務
的な処置とか救急処置の問題とか、場合
によつては校外学習の引率についていく
とかいふようなこともある。学校の方で要
請もあるかも知れませんが、規則で定めら
れている勤務手当と申しますか報酬の問題
も含めて、学校医さんの使命とか役割から
考えますと余りにも貧しい体制になつて
いるのではないかと、この辺の見直しを
やりますか、この辺の見直しをやりやう
と思ひます。

それと、先ほど申しましたスクールカ
ウンセラーとの連携、養護教諭との連携も、
今非常に大

きな問題になっております不登校の問題、
それはいじめの問題につきましても学校
医さんの役割が期待されるのではないかと
、こういうふうな思いをします。もう少し
学校医さんの勤務形態を強化したらどう
かなと、こういうふうな具体的な形を提
案として思ひますけれども、大臣いかが
でしょうか。

○国務大臣(奥田幹生君) 先ほど局長
が御答弁いたしました数字は平成二年と
言つていたが、この四年、五年間といふ
ことは社会も学校の教育現場も非常に
状況が変わつてきておりますから、先
ほど申し上げましたとおり、その間に
学校保健委員会ができて、そこにも先生
だけでなくて校医さんにも参画してら
つておるといふような状況も生まれて
おるわけでございすから、当然局長が
申し上げた数字よりもふえてきておると
いふ感じは持つておるわけですね。

しかし、それで十分といふことは必ずしも
言えません。先生お話しのとおり、カ
ウンセラーといひましても、臨床心理士
の資格を持った方はまだ全国に四千
人余りしかおられませんが、そして今
年度までは一都道府県三校でございま
したのを十校に八年度からふやして
いただいても、全校に満遍なく十分
なお世話をいただくといふには量的
にはとても不足しておると思ひます。
そういう不足しておる分を、今お話し
のとおり学校医さんにお世話になら
なければならぬといふところが私に
は非常に大きいと思ひます。

先般も、日本医師会の村瀬会長さん
とこういう問題について意見交換を
させていただきました。村瀬さん
も、十分必要なことはわかつて
おるので協力をしてまいります。医
師会の組織を挙げて協力いたします
とありがたいお言葉を賜つており
ますから、私も非常に喜んで期
待をしております。

○山下栄一君 今、大臣にお話し
いただきましたように、学校医さん
はもうほとんどの学校でいらつし
やるわけですから、スクールカ
ウンセラーといふのは代表型で、こ
しはまだまだ各県三校です

か、そういう程度ですから、それは心理学の観点だと思ふんですけれども、医学の観点でさまざま、特に健康、体だけじゃなくて心の問題も含めていろいろアドバイスできる立場にあると。もつと積極的なその見直しといえますか活用の方を考へるべきではないかなという観点からきょうは質問させていただきます。

去年、ちょうど一年前に私がこの文教委員会に質問させていただいた点の確認でございますけれども、要するに学校医さんは、具体的には内科、耳鼻科それから歯科、この三つが中心である。ただ、僕は、精神面の精神科医さん、数は全体的には少ないかも知れませんが、精神科医さん、心身の健康という観点から学校医の中に位置づけを必要があるのではないかと質問を一年前にさせていただきまして、当時の小林局長が関係者とも連携をとりながら指導してまいりたいというふうにおっしゃっているんですけれども、何か具体的に改善の方向というのは検討されているんでしょうか。

○政府委員(佐々木正雄君) 御指摘にございますように、学校医は内科が最も多く、次いで眼科、耳鼻咽喉科となっておりますので、神経・精神科というものの数は少のうございます。

学校医の委嘱につきましては、地域の実情や児童生徒の実態に応じてそれぞれの学校が地元の医師会等とも相談をしながら決めるべきものでございまして、子供の精神面のケアというものが御指摘のように非常に重要になってきております。そういった点も踏まえまして、現在、学校医につきましては三名の地方交付税措置がなされておられるわけでございますけれども、これをさらに増員すべく文部省としても努力はしてまいりましたわけでございますが、現在のところまだ実現は見えておりません。

いずれにいたしましても、近年の子供の健康上の問題の変化というものが踏まえまして、学校医の委嘱というものが適切に行われるよう文部省としても引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

ります。

○山下栄一君 増員も、先ほど申しましたように報酬、手当にかかわることですけれども、お医者さんが学校にかかわるチャンスをお与え、そういう検討もぜひやっていただきたいと思ひます。

今申しましたように、何か学校医というところ、内科検診、それから耳、鼻、のど、歯医者というふうな固定観念があると思ふんです。だから、別の観点から学校医さんというものを位置づけ、そして、カウンセリングも含めて健康相談やなんかはそういう方々にやっていただくとかいうようなこともモデル的にやってもいいのではないかと。こんなことも、精神科医の方、いわゆる医学の、心の健康面の専門家の配置も考慮に入れながら検討されてはどうか、こういうふうなことも考へていらっしゃるわけでございますけれども、最後に大臣のお考えをお聞きしまして、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(奥田幹生君) 確かに私も、カウンセリングとかあるいは教育相談員とか、いろんな角度で多様な皆さん方にお世話になっていかなければならぬと皆さんの課題は解決しないと思っておりますけれども、その中で学校医の先生方にも新たな視点で協力をいただきたい。

今お話しのとおり、健康診断でございますとかあるいは伝染病の予防、そういう従来の通り一遍のお世話だけでなく、委員会へ来てもらって御意見を聞くとか、あるいははにかに学校全体で子供のことに付いての心配事が起きたときに職員会議にもお願いをして来てもらって専門医の方から話を聞くとか、そういうような多様な御貢献をこれから期待したいというように私も思っております。

○山下栄一君 ありがとうございます。

○阿部幸代君 法改正そのものというより、関連して学校医の果たす今日の役割に関して幾つか質問したいと思ひます。

と、小学校、中学校、高等学校とも圧倒的に内科医の率が高くて、次いで眼科医、耳鼻咽喉科医となっております。小児科医、神経・精神科医の率が非常に低くて、神経・精神科医の率について見ると、小中高とそれぞれ〇・五％、一・四％、一・五％にすぎないということが大変気になるんですね。

こうした構成で学校医に今日期待される役割を果たし切れぬのか大変疑問になっていまして、果たし切れるのも、日本医師会が「子どもの精神保健」今、子どもたちは」と題して座談会を開催して、その様子を雑誌でも読みまして大変関心を持ちました。その中で、学校医をされている先生の多くは内科の先生で、精神医学も専門ではないし小児科も専門ではない、そのため、身体的疾患はともかく、精神的疾患までは手が届かない、その辺に学校精神保健が発展しない問題点があるのではないかとということが指摘をされてい

ます。

学校精神保健、子供の精神保健について文部省はどのような関心を寄せているのか具体的に知りたいので、一つは、阪神・淡路大震災の被災児童生徒の心の健康相談、これがどのようになされたのか、どんな対策がとられ、どんな教訓を導き出されたのか。それから二つ目は、全国的な日常の取り組みの成果、全国学校保健研究大会というのが開かれていそうなんですけれども、こういうところにも反映されるんだろうと思うんですけれども、そうした全国的な日常の取り組み状況などをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐々木正雄君) 阪神・淡路大震災でございまして、被災した児童生徒に対する心のケアというのは極めて重要な問題でございまして、文部省としても学校における心の健康相談というものが十分実施されるように県、市と一体となつて取り組んできたところでございます。

その際、学校の養護教諭を初めとした教職員が相談活動に当たるといことはもとよりでございますけれども、学校医や臨床心理士などのカウンセ

セリングの専門家の協力も得て適切に対応するということが重要でございますので、文部省といたしましても日本医師会などに協力を求めて対応してまいったところでございます。

具体的に、兵庫県や神戸市などにおきましては、これまで精神科医や臨床心理士を派遣する、あるいは電話相談に当たる、来所相談に当たる、こういった形で心の健康相談活動を行ってきたわけでございます。本年度につきましてもこのような事業を継続して実施していただくところでございます。

文部省の立場といたしましては、兵庫県、神戸市等のこのような心の健康相談活動に対する支援を行つておるところでございます。と同時に、平成七年度の補正予算におきましては心の健康状態の実態調査や健康相談体制についての調査研究を行うこととしたしまして、現在、被災地における子供たちの心の健康に関する実態調査について、その結果の集計や分析を行つていところでございます。また、平成八年度におきましても引き続き経年的な実態調査を行うこととしてござい

ます。

今後とも、そのような調査結果なども踏まえて、被災をされた児童生徒の心のケアについて適切な対応を行つてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、先ほど申し上げました平成八年度予算に計上した児童生徒の心の健康管理の充実関係の内容でございますけれども、一つは、経年的な実態調査、これはアンケート調査を実施するわけでございますが、そのほか、中央及び各都道府県におきまして心の健康相談活動等に関する研修会なども開催することとしたところでございます。

○阿部幸代君 メンタルヘルスケアは、非常に、こういう大震災のときなどに非常に大きな問題になると思ふんですけれども、潜在的には日常的な問題であると思ふんです。また、日常的な備えがあれば、いざというときにも対応ができるわけ、そうした観点でぜひ重視していきたいと思つ

最近いわゆるLD、基本的には全般的な知的発達におくれないんだけれども、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなど、特定の能力の習得と活用、特定の能力なんですね、習得と活用に著しい困難を示すいわゆる学習障害児とその周辺の子供たち、そういう子供たちへの理解と関心が高まっています。研究も進められ始めていると思うんですが、いわゆる障害、健常、こういう二分、二つに分けるということではなくて、どの子供も量や質は別にしてそれぞれ個別の教育ニーズを持っているという視点、もっとわかりやすく言うところ障害も個性、そういうふうに見える視点の大切さが強調されています。

す。
こうした要望に文部省は今後どう対応していきますか。

○政府委員(佐々木正峰君) 学校医につきましては、その専門的立場から、児童生徒の精神的ケア等に関して教員を指導したり、直接教員とともに児童生徒の健康相談にあずかるということが大事でございませう。その意味におきまして学校医の果たす役割というのは極めて重要でございませう。

そういつた点に立つて、教職員の研修会等において学校医が指導者としてその任に当たるといふようなことも大切でございますし、また学校医自体につきまして、例えば日本医師会であるとか地域の医師会等において学校医等の研修も行うこと

によって、より適切に学校医がその活動を積極的に展開できるように文部省としても引き続き努力してまいりたい、また指導してまいりたいと考えております。

○阿部幸代君　私の質問の最初のところに戻るんですが、すけれども、今学校医を担っておられる方の診

療科目を見ると、まだまだ学校医に今日的に求められている役割を十分果たし切れない実情というのは、これはリアルに見る必要があるんだろうというふうに思うんですね。

それで、少なくとも文部省が学校医の新しい今

せつかそうして大きな役目を果たしてもらつて
いるスクールカウンセラーでございますから、九
年度以後も引き続き充実をしていきたいなど、
こういうように思つております。まだこれは文部
省内で相談したことはございませんけれども、私
自身はそういう方向で省内で相談をしていきたく
と思つております。

○阿部幸代君 学校医が今日的な役割を果たすこ
とができるように、研修体制の充実、並びに学校
医と養護教諭やまた一般の先生たち、それからカ
ウンセラーの協力体制で子供の心のケアに十分当
たつていただけますように心からお願ひして、質
問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○委員長(小野清子君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございません
か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野清子君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより討論に入ります。――別に
御意見もないようですから、これより直ちに採決
に入ります。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法
律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野清子君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野清子君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十九分散会

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公私共に三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第三四八号)

一、すべての子供たちに対する行き届いた教育に関する請願(第三五〇号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第三五五号)

一、父母負担軽減、私学助成拡充、教職員増、三十五人以下学級の実現、障害児教育の充実に関する請願(第三七三号)

一、高校進学率向上、高校三十五人学級実現、私学助成大幅増、障害児教育の充実に関する請願(第三八〇号)

一、行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現に関する請願(第四〇八号)

一、私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願(第四一七号)

一、小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四一八号)

一、父母負担軽減、私学助成拡充、教職員増、三十五人以下学級の実現、障害児教育の充実に関する請願(第四二二号)(第四二七号)

一、私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願(第四四七号)

一、私学への大幅公費助成の実現等教育関係予算の拡充に関する請願(第五〇一号)

第三四八号 平成八年三月一日受理

公私共に三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 岡山県都窪郡清音村三因一六 大

榎進外九百九十九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第三五〇号 平成八年三月一日受理

すべての子供たちに対する行き届いた教育に関する請願

請願者 滋賀県大津市山上町二ノ三 青

木寛誠外千名

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第三五五号 平成八年三月一日受理

私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 京都府亀岡市南つづけ丘大舞台

二ノ一九〇二 和田淳一外九百五

十名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第八六号と同じである。

第三七三号 平成八年三月四日受理

父母負担軽減、私学助成拡充、教職員増、三十五人以下学級の実現、障害児教育の充実に関する請願

請願者 群馬県館林市小桑原八五七ノ三

高橋英雄外二百十七名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三八〇号 平成八年三月五日受理

高校進学率向上、高校三十五人学級実現、私学助成大幅増、障害児教育の充実に関する請願(二通)

請願者 長崎県島原市新山一ノ八、五七

一ノ一二 松尾みずえ外三百九十九名

紹介議員 松谷重一郎君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第四〇六号 平成八年三月五日受理

行き届いた教育を進めるための私学助成の抜本的な拡充とすべての学校での三十五人学級早期実現

に関する請願

請願者 山形県酒田市若宮町二ノ一ノ三ノ

一 佐藤千代子外九百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四〇八号 平成八年三月五日受理

三十五人以下学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 埼玉県所沢市小手指二ノ九ノ六ノ

二〇一 大網邦彦外九百九十九名

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四一七号 平成八年三月六日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願

請願者 東京都渋谷区広尾四ノ一ノ五ノ四

一〇 寺島昭彦外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第四一八号 平成八年三月六日受理

小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 愛知県知多市八幡字曾山七三ノ二

六 小坂鎮雄外九百九十九名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第一〇八号と同じである。

第四二二号 平成八年三月六日受理

父母負担軽減、私学助成拡充、教職員増、三十五人以下学級の実現、障害児教育の充実に関する請願(十通)

請願者 新潟県上越市幸町一ノ一 市川

進外九百九十九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四二七号 平成八年三月六日受理

父母負担軽減、私学助成拡充、教職員増、三十五人以下学級の実現、障害児教育の充実に関する請願

請願者 静岡県掛川市下垂木二、〇〇三ノ

一三 佐藤みち子外九百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四八七号 平成八年三月七日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願

請願者 埼玉県与野市上落合九二四ノ七

津山欣英外九百八十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第五〇一号 平成八年三月七日受理

私学への大幅公費助成の実現等教育関係予算の拡充に関する請願

請願者 山口県下関市川中豊町六ノ五ノ三

六 岩根達夫外九百九十九名

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

三月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律

の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律

第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 介護補償(学校医等が傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における補償)

附 則

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

平成八年三月二十七日印刷

平成八年三月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局